

# 議員提出第1号議案

## 島根県議会会議規則の一部を改正する規則

### 1 提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

### 2 改正の概要

改正後	改正前
昭和34年4月7日 島根県議会告示第2号	昭和34年4月7日 島根県議会告示第2号
目次	目次
第1章 総則（第1条－第13条）	第1章 総則（第1条－第13条）
第2章 議案及び動議（第14条－第18条）	第2章 議案及び動議（第14条－第18条）
第3章 議事日程（第19条－第22条）	第3章 議事日程（第19条－第22条）
第4章 選挙（第23条－第34条）	第4章 選挙（第23条－第34条）
第5章 議事（第35条－第47条）	第5章 議事（第35条－第47条）
第6章 発言（第48条－第62条）	第6章 発言（第48条－第62条）
第7章 委員会（第63条－第75条）	第7章 委員会（第63条－第75条）
第8章 表決（第76条－第85条）	第8章 表決（第76条－第85条）
第9章 請願（第86条－第91条）	第9章 請願（第86条－第91条）
<u>第9章の2 公聴会及び参考人（第91条の2－第91条の8）</u>	
第10章 秘密会（第92条－第94条）	第10章 秘密会（第92条－第94条）
第11章 辞職及び資格の決定（第95条－第99条）	第11章 辞職及び資格の決定（第95条－第99条）
第12章 規律（第100条－第107条）	第12章 規律（第100条－第107条）
第13章 懲罰（第108条－第114条）	第13章 懲罰（第108条－第114条）
第14章 会議録（第115条－第118条）	第14章 会議録（第115条－第118条）
第15章 協議又は調整を行うための場（第119条）	第15章 協議又は調整を行うための場（第119条）
第16章 議員の派遣（第120条）	第16章 議員の派遣（第120条）

<p>第17章 補則（第121条） 附則</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 議案及び動議</p> <p>第14条～第15条（略）</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第16条 修正の動議は、その案を備え、 法第115条の3の規定によるもの については、所定の発議者が連署し、 その他のものについては3人以上の 賛成者とともに連署して、議長に提 出しなければならない。</p> <p>第17条～第18条（略）</p> <p>第3章～第6章（略）</p> <p>第7章 委員会</p> <p>第63条～第70条（略）</p> <p>（所管事務等の調査）</p> <p>第71条 常任委員会は、その所管に属 する事務について調査しようとする ときは、その事項、目的、方法及び 期間等をあらかじめ議長に通知しな ければならない。</p> <p>2 議会運営委員会が、法第109条第 3項に規定する調査をしようとする ときは、前項の規定を準用する。</p> <p>第72条～第75条（略）</p> <p>第8章～第9章（略）</p>	<p>第17章 補則（第121条） 附則</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 議案及び動議</p> <p>第14条～第15条（略）</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第16条 修正の動議は、その案を備え、 法第115条の2の規定によるもの については、所定の発議者が連署し、 その他のものについては3人以上の 賛成者とともに連署して、議長に提 出しなければならない。</p> <p>第17条～第18条（略）</p> <p>第3章～第6章（略）</p> <p>第7章 委員会</p> <p>第63条～第70条（略）</p> <p>（所管事務等の調査）</p> <p>第71条 常任委員会は、その所管に属 する事務について調査しようとする ときは、その事項、目的、方法及び 期間等をあらかじめ議長に通知しな ければならない。</p> <p>2 議会運営委員会が、法第109条の 2第4項に規定する調査をしよう とするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>第72条～第75条（略）</p> <p>第8章～第9章（略）</p>
---	---

## 第9章の2 公聴会及び参考人

### (公聴会開催の手続)

第91条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

### (意見を述べようとする者の申出)

第91条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

### (公述人の決定)

第91条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

### (公述人の発言)

第91条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

### (議員と公述人の質疑)

第91条の6 議員は、公述人に対し質

<p><u>疑をすることができる。</u></p> <p><u>2 公述人は、議員に対し質疑をすることはできない。</u> <u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u></p> <p><u>第91条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。</u> <u>(参考人)</u></p> <p><u>第91条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 参考人については、前3条の規定を準用する。</u></p> <p>第10章～第17章 (略)</p>	<p>第10章～第17章 (略)</p>
<p>3 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p>	